

佐渡市人事行政運営等の状況

市役所総務課 人事係 ☎63-3111

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職種別採用者数
平成22年4月2日
～平成23年4月1日

職種等	人数
一般行政	2
建築技師	1
学芸員	1
保健師	3
管理栄養士	1
消防士	2
教育長	1
総合政策監	1
指導主事	1
内科医	1
看護師	4
計	18

(2) 平成22年度
事由別退職者数
平成22年4月1日
～平成23年3月31日

退職事由	人数
自己都合	11
定年退職	22
勤奨退職	26
その他	6
計	65

(3) 部門別職員数(各年4月1日)

区分	職員数		対前年増減数	
	H22年度	H23年度		
一般行政部門	議会	6	6	
	総務	196	196	
	税務	55	48	△7
	民生	245	234	△11
	衛生	97	94	△3
	農水	68	63	△5
	商工	26	24	△2
	土木	69	69	
小計	762	734	△28	
部門特別行政	教育	156	150	△6
	消防	180	179	△1
	小計	336	329	△7
会計部門 公営企業等	病院	133	129	△4
	水道	36	34	△2
	下水道	23	20	△3
	その他	111	108	△3
	小計	303	291	△12
合計	1,401	1,354	△47	

(注) 職員数は、正規職員、教育長、臨時・非常勤職員の合計で、特別職は含みません。

(4) 定員管理の状況

平成17年3月に国の示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえて策定した「佐渡市行政改革大綱」(平成18年3月策定)に基づき、勤奨退職制度の積極的運用や新規採用職員の抑制等により、職員削減に取り組んでいます。今後も新たな行政課題等への対応や将来の財政状況を考慮し、真に必要な職員数を見極めながら、定員適正化計画を検証していきます。

(各年4月1日現在)

部門	区分	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
普通会計	職員数	1,380	1,332	1,277	1,208	1,154	1,098	1,063
	増減		△48	△55	△69	△54	△56	△35
公営企業等会計	職員数	341	329	327	316	312	303	291
	増減		△12	△2	△11	△4	△9	△12
計	職員数	1,721	1,661	1,604	1,524	1,466	1,401	1,354
	増減		△60	△57	△80	△58	△65	△47

(注) 職員数は正規職員、教育長、臨時・非常勤職員の合計で特別職は含みません。

2 職員給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況
(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.9歳	303,966円	341,336円
技能労務職	45.2歳	258,026円	281,903円

(2) 職員の初任給の状況
(平成23年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円
	中学卒	125,400円

(注) 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数	経験年数	経験年数
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	240,600円	286,500円	321,900円
	高校卒	205,400円	258,200円	295,500円
技能労務職	高校卒	197,800円	240,400円	266,000円
	中学卒	195,600円	193,200円	244,500円

(注) 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

(4) 期末手当・勤勉手当(全会計) (5) 退職手当(支給月数)

(平成23年4月1日現在)

1人当たり平均支給額 (H22年度決算) 1,228千円	
(H22年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

区分	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職者2～20%加算		

